

ハラスメント防止研修報告

「議会活動におけるハラスメントへの対応」

講師：札幌学院大学非常勤講師 吉田 博

議員名 神田武宜

研修を受講して気づいたこと

本講習会を受講し、ハラスメントは相手に対し優越的な関係であってもそうでなくても、職場に限定せず、意図の有無にかかわらず、人格や尊厳を害する言動、相手に精神的もしくは身体的苦痛を与えるものすべてハラスメントに相当することを学んだ。その種類もパワハラ、セクハラ、マタハラ、育児・介護ハラなど多岐にわたり、議員としての言動のみならず日常で社会生活を送るうえでの様々な言動が簡単に人を傷つけてしまうことも認識できた。

特に議員としての活動の中でのハラスメントは労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児介護法など法令的に抵触するばかりか、日本が極めて遅れているとされる政治分野における男女共同参画推進法に逆行し地域行政システムの歪みを生じてしまうことを学んだ。

気づきからの考察・提案

議員という立場が持つ影響力の大きさを自覚し、発言や態度が職員や関係者に与える心理的影響について、より一層の配慮が必要であると感じた。

また、職員や関係者のみならず、当選回数、年齢、キャリア、様々な経歴を持つ他の議員に対しても、主義、主張、異なる意見にも真摯に耳を傾け、冷静に議論しながら議会としての方向性を見出し行政に対して向き合いかつ寄り添っていきたい。

今後は、相手の人格を尊重したコミュニケーションを心がけるとともに、指導や意見表明の場面においても、感情的な表現を避け、事実と課題を整理した建設的な対話を重ねていきたい。今回の学びを議会活動に生かし、安心して意見を述べられる議会環境づくりに努めていく所存である。

本報告については、湯川村ホームページにて公開しますのでご了承ください。